

令和7年度（2025年度）札幌市立高等学校一般入学者選抜実施要項

令和6年（2024年）9月 教育長決定

この要項は、令和7年度（2025年度）の札幌市立高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者、市立札幌大通高等学校の入学者の選抜を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員

別に告示するところによる。

2 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）の「2 出願資格」に準じる。

【留意事項】

札幌市立高等学校推薦入学者選抜実施要項、市立札幌大通高等学校入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項、道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項及び札幌市を除く市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、札幌市立高等学校通学区域規則（平成12年教育委員会規則第17号。以下「市通学区域規則」という。）の定めるところによる。

4 出願できる学科（コース）

出願できる学科（コース）は、一の高等学校の一の学科（コース）に限るものとする。ただし、次の場合は、第2志望を認める。

（1）市立札幌旭丘高等学校に出願する者

出願する学科以外の学科を第2志望とする場合

（2）市立札幌清田高等学校及び市立札幌平岸高等学校に出願する者

出願するコース以外のコースを第2志望とする場合

【留意事項】

- この要項において、コースとは、普通科専門コースと普通科（専門コースを除く。）を指し、専門コースには、グローバルコース及びデザインアートコースがある。
- この要項において、市立札幌清田高等学校及び市立札幌平岸高等学校の普通科（専門コースを除く。）を普通コースと称する。

5 出願の受付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

6 出 願 の 手 続

道立一般要項の「6 出願の手続」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」の【留意事項】に準じる。

ただし、「(1) 出願者の手続」については、次のとおりとする。

出願者は、あらかじめ Web 上の「出願情報事前受付システム」（以下「受付システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日に満 18 歳以上の者（平成 19 年（2007 年）4 月 1 日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 14 条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願書（Web 申請用）

出願者は、Web 上の「受付システム」により入力・申請完了後、入学願書（Web 申請用）を提出すること。

イ 入学手数料

札幌市立高等学校の授業料等に関する条例（昭和 22 年条例第 36 号）に定める金額を「受付システム」内で決済するか、別紙「納付書・領収書」により金融機関において納入し、領収日付印が押印された「納付書・領収書（納入控・出願書類貼付用）」を入学願書（Web 申請用）の貼付欄に貼り付けること。

【留意事項】

1 Web 上での「受付システム」入力・申請

出願者は、出願前に札幌市公式ホームページ又は出願先高等学校のホームページを経由して「受付システム」により必要事項を入力・申請すること。（「受付システム」内でクレジットカード決済することも可能。）

「受付システム」の公開期間は、令和6年12月6日（金）から令和7年1月23日（木）正午までとする。

2 入力・申請に係る留意点

(1) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者」の欄に入力すること。

(2) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。

(3) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を選択すること。

3 入学願書（Web 申請用）の記入等

(1) 必ず事前に Web 上の「受付システム」に必要な情報を入力・申請し、後日送付される「願書交付手続き完了のお知らせメール」のリンク先から「入学願書（Web 申請用）」を表示し、印刷すること。

(2) 出願者が未成年の場合、「保護者署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

(3) 「受付システム」内で入学手数料をクレジットカード決済した場合は、入学願書への「納付書・領収書」の貼付は不要であること。

(4) 入学願書と写真台紙等は切り離さないこと。

【留意事項】

「受付システム」内でクレジットカード決済しない場合、入学手数料を納入できる金融機関は次のとおりである。

(1) 札幌市指定金融機関（北洋銀行本支店出張所）

(2) 札幌市収納代理金融機関

① 国内のみ ずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・北海道銀行・北陸銀行の本支店出張所

② 北海道内の北海道信用金庫・室蘭信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫・日高信用金庫・渡島信用金庫・旭川信用金庫・稚内信用金庫・留萌信用金庫・北星信用金庫・大地みらい信用金庫・北見信用金庫・遠軽信用金庫・北海道労働金庫・札幌市農業協同組合の本支店出張所

③ 札幌市内の青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・七十七銀行・第四北越銀行・SBI新生銀行・信用組合・北海道信用農業協同組合連合会・サツラク農業協同組合・北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所

④ 札幌市内に所在する ゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

ウ 写真

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

エ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和7年（2025年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

オ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していない者に限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。

ただし、道立高等学校から札幌市立高等学校へ出願変更する場合の「受付システム」公開期間は、令和7年1月27日（月）から2月3日（月）16:00までとする。

また、市立札幌清田高等学校及び市立札幌平岸高等学校に出願変更する場合は、出願変更願（道立一般要項別記様式6）、出願変更承認書（道立一般要項別記様式7）及び出願変更通知書（道立一般要項別記様式8）の学科の欄に、（ ）書きでコース名も記入すること。その際、専門コース以外の普通科については、普通コースと記入すること。

9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。ただし、所轄の教育局長並びに学校教育局学力向上推進課長は学校教育部長に読み替えるものとする。

10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「10 面接等」の【留意事項】に準じる。ただし、この要項において、大学科とは、普通科、商業に関する学科及び数理データサイエンス科を指す。

11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

12 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

13 追 検 査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

なお、学力検査及び面接等の受検場は、出願先の高等学校とするが、これにより難しい場合は、他の高等学校等の特設受検場とすることができる。

【留意事項】

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。ただし、所轄の教育局は教育課程担当課（高等学校担当係）に読み替えるものとする。

14 入 学 者 の 選 抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

15 合 格 発 表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

16 合 格 者 の 追 加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

17 第 2 次 募 集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。ただし、入学願書は、札幌市立高等学校学則（昭和32年教育委員会規則第1号）第13条の規定による入学願書（同規則様式3）を使用すること。

【留意事項】

道立一般要項の「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。ただし、入学検定料を入学手数料に読み替え、学力検査成績証明書（道立一般要項別記様式19）の道立高等学校を札幌市立高等学校に読み替えるものとする。入学願書については、出願の受付期間に札幌市公式ホームページよりダウンロードすることができる。

18 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」に準じる。

【留意事項】

道外から出願する者で、「受付システム」公開期間以降に出願する場合は、札幌市立高等学校学則（昭和32年教育委員会規則第1号）第13条の規定による入学願書（同規則様式3）を使用すること。入学願書（同規則様式3）については、令和7年1月24日（金）から札幌市公式ホームページより、ダウンロードすることができる。

19 学力検査の得点の情報提供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」の【留意事項】に準じる。

20 札幌市教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。ただし、教育局を教育課程担当課（高等学校担当係）に読み替え、報告月日、時間及び方法については、別途通知するものとする。

21 そ の 他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。ただし、学校教育局学力向上推進課長は学校教育部長に読み替えるものとする。

【留意事項】

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。